

概要版

第2期

蒲郡市子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月
蒲郡市

計画策定の趣旨と背景

「第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)は、蒲郡市(以下、「本市」という。)における教育・保育に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定します。また、本計画は、国、愛知県の動向や、これまでの本市の教育・保育に関する施策の実施状況、平成30年度に実施した「蒲郡市子ども・子育て支援に関する基礎調査」の結果等を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢等に対応したものとします。

計画の対象と期間

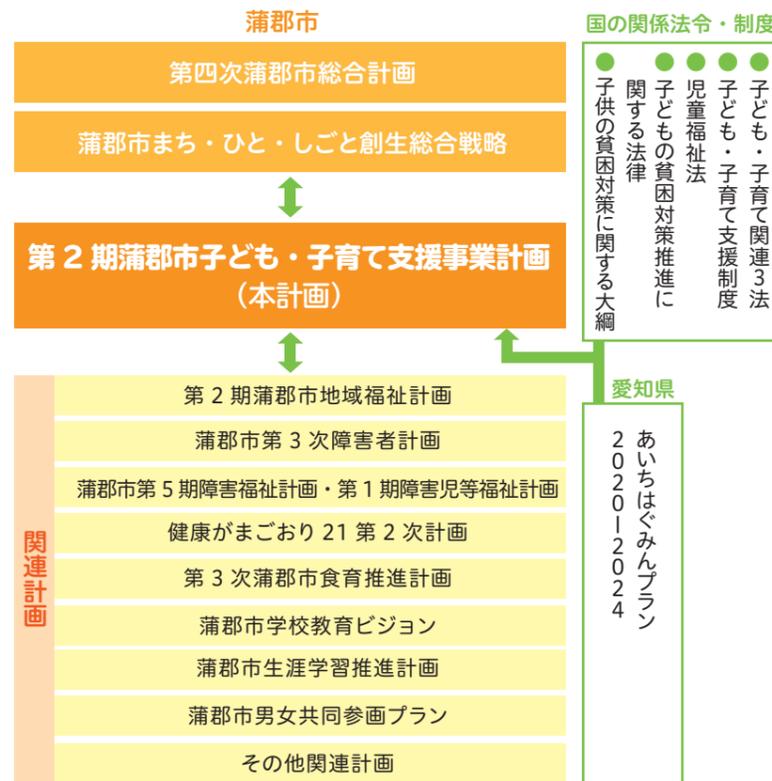
本計画の対象は、市内在住の18歳未満のすべての子どもとその家族、地域住民、事業者とします。
 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により、修正の必要が生じた場合は見直しを図ります。



計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、並びに「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画として位置づけます。また、本計画の一部は、「放課後子ども総合プラン」や「子どもの貧困対策計画」とします。

また、本計画は、「第四次蒲郡市総合計画」を上位計画として、その他関連計画との整合を図りつつ策定します。



基本理念

本計画では、「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡」や、これまでの本市の子育て支援施策の方向性を継承しつつ、国の動向や社会潮流、子育て家庭を取り巻く環境等を踏まえ、子育て支援施策のより一層の充実を目指します。



基本目標

子どもは本市の宝です。本市の未来をつくる存在である子どもが幸せを実感し、健やかに成長することができるよう、子どもの育ちを第一に考えた施策を行います。

また、子どもが乳幼児期から学童期、思春期へ成長していく中で、成長過程にあわせた切れ目のない支援を行います。

- 1 子育て家庭への支援の充実
- 2 子育てしやすい地域・まちづくり
- 3 誰もが子育て・子育てができる仕組みづくり

教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 1号認定(3歳以上保育の必要なし)

1号は、平日日中において、3歳以上の児童で保育の必要がないときに認定するものですが、保護者の就労等で保育の必要があっても、幼稚園の入園を希望する(2号認定教育ニーズ)ときは1号として認定しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和6年度
① 量の見込み	423	410
② 確保方策	610	610
特定教育・保育施設	207	207
確認を受けない幼稚園	403	403
③ 過不足(②-①)	187	200

2 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

2号は、平日日中において、3歳以上の児童で保育の必要があるときに認定するものです。



(単位：人)

区分	令和2年度	令和6年度
① 量の見込み	1,367	1,324
教育ニーズ	168	163
保育ニーズ	1,199	1,161
② 確保方策	1,392	1,392
特定教育・保育施設	1,392	1,392
認可外保育施設	—	—
③ 過不足 (②-①)	25	68

3 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

3号は、平日日中において、3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定するものです。

(単位：人)

区分	0歳		1・2歳	
	令和2年度	令和6年度	令和2年度	令和6年度
① 量の見込み	63	82	518	584
② 確保方策	66	82	600	600
特定教育・保育施設	66	82	540	540
特定地域型保育事業	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	60	60
③ 過不足 (②-①)	3	0	82	16

地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策



事業	内容	区分	令和2年度	令和6年度
時間外保育事業 (延長保育事業) (単位：人)	早朝や夕方などに保育を必要とする児童を、8時間または11時間を超えて保育を行うことで、保護者の需要に対応する事業です。	量の見込み	210	199
		確保方策	210	199

事業	内容	区分	令和2年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ) (単位：人)	放課後、保護者の方が就労などの事由により家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供し、安全に保護します。児童福祉法の改正により、平成27年度から高学年についても、児童クラブの対象児童となりました。	量の見込み	739	823
		小学1年生	235	249
		小学2年生	240	273
		小学3年生	180	215
		小学4年生	69	63
		小学5年生	14	22
		小学6年生	1	1
確保方策	750	823		
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (単位：人日/年)	保護者の病気や就労などの事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設などで一時的に養育・保護します。	量の見込み	61	58
		確保方策	委託3か所	委託3か所
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業) (単位：人回/年)	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。	量の見込み	12,455	11,485
		確保方策	3か所	3か所
一時預かり事業 【幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)】 (単位：人日/年)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。一時預かりには、幼稚園在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)と保育園その他の場所での一時預かりがあります。	量の見込み	7,077	6,856
		確保方策	7,077	6,856
一時預かり事業 【保育園における一時預かり】 (単位：人日/年)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。一時預かりには、幼稚園在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)と保育園その他の場所での一時預かりがあります。	量の見込み	4,292	4,158
		確保方策	9,500	9,500
病児保育事業 (単位：人日/年)	地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業(病児対応型)と、病気が治っているものの、病気の回復期にあり集団保育が困難な児童を一時的に保育する事業(病後児対応型)とがあります。	量の見込み	17	16
		確保方策	委託1か所 定員3人/日	委託1か所 定員3人/日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【就学児童(小学生)】 (単位：人日/年)	児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。	量の見込み	335	312
		確保方策	335	312
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【就学前児童】 (単位：人日/年)	児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。	量の見込み	1,525	1,420
		確保方策	1,525	1,420

事業	内容	区分	令和2年度	令和6年度
利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ) (単位：か所)	子どもまたは子どもの保護者が身近な場所において、相談に基づき子ども・子育て支援に係る情報提供、事業の利用について、必要なときに支援が受けられる事業を行います。	量の見込み	3	3
		基本型	2	2
		母子保健型	1	1
		確保方策	3	3
		基本型	2	2
		母子保健型	1	1
乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問) (単位：人)	生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。子育てに関する不安の解消を図るとともに虐待の早期発見や予防を図ります。	量の見込み	529	491
		確保方策	赤ちゃん訪問員 27名 助産師 2名 保健師 12名	赤ちゃん訪問員 27名 助産師 2名 保健師 12名
養育支援訪問事業 (単位：人)	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援、育児・家事援助を行う事業です。家庭での適切な養育の実施を確保することで乳幼児の健やかな成長や虐待の予防を図ります。	量の見込み	30	30
		確保方策	助産師 2名 看護師 1名 保健師 12名	助産師 2名 看護師 1名 保健師 12名
妊婦健康診査 (単位：人)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して健康診査を実施する事業です。	量の見込み	529	491
		確保方策	医療機関委託	医療機関委託
実費徴収に係る 補足給付を行う事業 (単位：人)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業及び新制度に移行していない幼稚園に通う子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降すべての子どもに対して、教育を利用するための必要な副食費相当分の費用を助成する事業です。	量の見込み	55	54
		確保方策	55	54
多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	確保方策	サービス提供の必要性に応じ、事業者からの参入希望等を調査し事業を展開していきます。	

基本目標を達成するための施策の展開

基本目標 1 子育て家庭への支援の充実

子どもが健やかに育つためには、子どもを育てる家庭への支援が必要不可欠です。親子の育ちに対する支援や、子育てに関する悩みや不安、負担を軽減・解消するための取組、仕事と育児の両立のための取組の推進等、子どもを産み、育てやすいまちを目指した施策を行います。

(1) 親子の健やかな育ちに対する支援

主な事業

育児教室の開催、子ども医療費助成、妊娠・出産に関する支援の充実、妊産婦健診、訪問等による相談の充実、産前産後サポート事業、産後ケア事業、乳幼児健康診査、事後指導の充実

(2) 子育てへの不安・負担の軽減・解消のための取組の推進

主な事業

「子育て支援ガイドブック にこにこ」の発行、子育て支援に関する情報提供、子育て相談の充実、赤ちゃんサロン等の開催、幼児教室の開催、子育てコンシェルジュの設置、生涯学習機会の充実

(3) 仕事と育児の両立の推進

主な事業

休日保育事業の実施、育児・介護休業の取得の促進、ワーク・ライフ・バランスについての周知の推進、ファミリー・フレンドリー企業の普及促進、県・国等の女性起業家支援事業の活用促進、県等が行う職業訓練やセミナー等の情報提供、女性就業援助相談の充実、女性の再就職に関する情報提供などの充実、市内事業所に対する実態調査、女性による地域密着型産業の起業などチャレンジの支援、家庭における男女共同参画の推進、家事・育児技術の初心者向け情報の提供、男女共同による子育て意識の啓発と家庭教育講座の充実

基本目標 2 子育てしやすい地域・まちづくり

人口減少や核家族化が進む中、子育てを家庭の中だけで行うことは難しくなっています。地域のマンパワーや連携体制の活用、行政によるハード・ソフト両面の子育て支援のための環境整備を進めることで、より子育てしやすい地域・まちを目指します。

(1) 地域の子育て支援

主な事業

「赤ちゃんの駅」の設置、子育て家庭優待事業の実施
こんには赤ちゃん訪問等による地域の子育て支援活動の充実、緊急不審者情報の提供、不審者・犯罪情報のメール配信、子ども110番の家防犯灯の設置・整備、地域の子育て支援サークルへの支援と支援活動の充実
子育て支援に係る講演会や各種講座、教室等の開催、放課後子ども教室の開設【放課後子ども総合プラン】

(2) 子育て支援のための基盤整備

主な事業

教育・保育施設の適切な管理、幼稚園教諭・保育士等の確保、児童館の適切な管理と運営、地域の子育て支援活動のネットワークの推進
公園の適切な維持管理

基本目標 3 誰もが子育て・子育てができる仕組みづくり

本市のすべての子どもが自分らしく健やかに成長することができるよう、支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、適切な支援を行います。

(1) 発達に支援が必要な子どもへの支援の充実

主な事業

発達支援児保育事業、児童発達支援事業、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、広報等による障がい者（児）施策に関する効果的な情報提供

(2) 子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援の充実【子どもの貧困対策計画】

主な事業

学習支援の充実、子ども食堂への支援、家庭生活支援員派遣事業の推進、各種資金制度・助成制度等の情報提供の充実と適正な利用の促進、ひとり親家庭の自立支援、母子家庭等の就労機会の増進
J R通勤定期券の割引制度の利用促進
生活困窮者自立支援制度の利用促進と就労支援

(3) 児童虐待防止対策の充実

主な事業

各種乳幼児健康診査等を通じた虐待の早期発見と予防、虐待のハイリスク者への個別支援、要保護児童対策協議会、児童虐待に関する周知・啓発、虐待予防のための連携支援、子ども家庭総合支援拠点の整備

計画の推進体制

子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係課や関係機関等と連携し、横断的な施策に取り組めます。また、保育園、幼稚園、認定こども園等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と意見交換を行うことで、庁内・庁外の連携体制の強化を図ります。

成果指標（アウトカム指標）の設定

本計画全体の成果を表すものとして、次の成果指標（アウトカム指標）を設定します。



成果指標		平成 30 年度	令和 5 年度
子育てを「楽しいと感じることのほうが多い」保護者の割合	就学前保護者	63.1%	75%以上
	小学生保護者	58.6%	70%以上
本市が子育てしやすいまちだと「思う」・「どちらかと思う」保護者の割合	就学前保護者	72.7%	80%以上
	小学生保護者	64.5%	75%以上

□事業計画（全体版）は、市ホームページでご覧いただけます。

□毎年度、事業の進捗状況を点検・評価し、市ホームページを通じて公表しています。

第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月:令和2年3月 発行:蒲郡市 編集:蒲郡市役所 市民福祉部 子育て支援課
住所:〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号 TEL:0533-66-1107 FAX:0533-66-1187